

第5章 持続可能な介護保険事業の運営

1 介護サービスの現状と今後の見込み

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護員等が要介護認定者のいる家庭を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護「身体介護」、調理・買い物・掃除・その他の日常生活の世話「生活援助」を行うサービスです。

● 訪問介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	3,611	3,651	3,732	3,744	3,696	3,624
	利用回数(回数／年)	113,989	125,957	129,524	129,818	128,047	125,473

※令和5年度は、令和5年度内の給付実績等により算出した見込値(以降の各サービスの利用実績も同じ)

【実 績】

訪問介護は、令和4年度で年間3,651人、125,957回の利用がありました。

【施策の方向】

訪問介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間3,624人、125,473回と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

●介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	0	2	0	12	12	12
	利用回数(回数／年)	0	4	0	12	12	12
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	256	245	312	288	288	276
	利用回数(回数／年)	972	957	1,592	1,144	1,144	1,093

【実 績】

介護予防訪問入浴介護は、令和4年度に若干の利用がありました。

訪問入浴介護は、令和4年度で年間245人、957回の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防訪問入浴介護の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、各年度の年間利用者数を12人と見込みます。

訪問入浴介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間276人、1,093回と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

③介護予防訪問看護・訪問看護

看護師や保健師等が要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の世話や必要な診療補助となる看護を行うサービスです。

今後、在宅における医療的管理が必要な要支援・要介護者等の増加が見込まれ、地域包括ケアの観点からも本サービスの重要性は一層高まると考えられます。

●介護予防訪問看護・訪問看護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	102	115	84	120	120	120
	利用回数(回数／年)	742	840	690	884	884	884
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	1,518	1,418	1,320	1,476	1,440	1,428
	利用回数(回数／年)	13,500	13,704	12,368	13,802	13,441	13,312

【実 績】

介護予防訪問看護は、令和4年度で年間115人、840回の利用がありました。

訪問看護の利用は、令和4年度で年間1,418人、13,704回の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防訪問看護の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間120人、884回と見込みます。

訪問看護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間1,428人、13,312回と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

日常生活の自立支援を目的に理学療法士、作業療法士、看護師等の機能回復訓練（リハビリ）の専門家が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

●介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーションの利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	117	144	180	156	144	144
	利用回数(回数／年)	1,144	1,586	1,794	1,625	1,490	1,490
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	364	303	216	348	348	336
	利用回数(回数／年)	3,401	3,170	2,588	3,460	3,460	3,352

【実 績】

介護予防訪問リハビリテーションは、令和4年度で年間144人、1,586回の利用がありました。

訪問リハビリテーションの利用は、令和4年度で年間303人、3,170回の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防訪問リハビリテーションの利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、令和8年度で年間144人、1,490回と見込みます。

訪問リハビリテーションの利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間336人、3,352回と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

病院や診療所、薬局等の医師・歯科医師・薬剤師・栄養管理士等が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行うサービスです。医療との連続性があり療養管理に効果的なサービスであるため、在宅療養充実の観点から、サービス提供体制の充実に努めます。

●介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	58	66	36	72	72	72
介護給付 要介護1～5		1,141	1,306	1,176	1,488	1,452	1,440

【実 績】

介護予防居宅療養管理指導は、令和4年度で年間66人の利用がありました。

居宅療養管理指導は、令和4年度で年間1,306人の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防居宅療養管理指導の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間72人と見込みます。

居宅療養管理指導の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間1,440人と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

⑥通所介護

自動車や送迎バスで送迎し、デイサービスセンター等において、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

●通所介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	7,863	7,556	7,176	6,972	6,624	6,528
	利用回数(回数／年)	71,056	67,758	65,393	63,082	59,801	58,901

【実 績】

通所介護は、令和4年度で年間7,556人、67,758回の利用がありました。

【施策の方向】

通所介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度に6,528人、58,901回と見込みます。

計画期間中に八幡平市安代圏域と葛巻町圏域で通所介護から地域密着型通所介護に移行する計画があり、利用者数は減少傾向で推移する見込みです。

サービス利用は一定の水準で推移しており、必要な供給量は満たしていると考えられ、今後の利用は減少を見込んでいますが、引き続きサービス量は確保できる見通しです。

⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設や病院・診療所等において、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

●介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションの利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人/年)	1,637	1,708	1,680	1,740	1,728	1,680
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/年)	4,906	4,763	4,692	4,668	4,608	4,560
	利用回数(回数/年)	36,028	32,754	33,730	33,283	32,860	32,533

【実績】

介護予防通所リハビリテーションは、令和4年度で年間 1,708 人の利用がありました。

通所リハビリテーションは、令和4年度で年間 4,763 人、32,754 回の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防通所リハビリテーションの利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間 1,680 人と見込みます。

通所リハビリテーションの利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間 4,560 人、32,533 回と見込みます。

身体の機能改善を目的とした居宅サービスの中心的サービスであることから、今後のサービス利用も従来と同等以上の水準で推移する見込みです。管内の医療機関や介護老人保健施設を中心とした現状の体制で必要なサービス量は確保できる見通しです。

⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

介護老人福祉施設等において、短期の入所を受け入れ、入浴・排泄・食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスを行います。

●介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	47	32	24	48	48	48
	利用日数(日数／年)	251	170	91	264	264	264
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	2,560	2,641	2,628	2,652	2,616	2,580
	利用日数(日数／年)	39,307	40,296	38,136	40,559	39,991	39,379

【実 績】

介護予防短期入所生活介護は、令和4年度で年間32人、170日の利用がありました。
短期入所生活介護は、令和4年度で年間2,641人、40,296日の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防短期入所生活介護の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間48人、264日と見込みます。

短期入所生活介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間2,580人、39,379日と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

⑨介護予防短期入所療養介護(老健)・短期入所療養介護

介護老人保健施設において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行うサービスです。

●介護予防短期入所療養介護(老健)・短期入所療養介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人/年)	0	0	0	12	12	12
	利用日数(日数/年)	0	0	0	12	12	12
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/年)	339	335	420	372	360	348
	利用日数(日数/年)	3,654	3,395	3,756	3,928	3,823	3,672

【実 績】

介護予防短期入所療養介護(老健等)の利用はありませんでした。

短期入所療養介護(老健等)は、令和4年度で年間335人、3,395日の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防短期入所療養介護(老健)の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、各年度で年間12人、12日と見込みます。

短期入所療養介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間348人、3,672日と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)・短期入所療養介護

病院等において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行うサービスです。

●介護予防短期入所療養介護(病院等)・短期入所療養介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(日数／年)	0	0	0	0	0	0
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	74	75	72	0	0	0
	利用日数(日数／年)	1,679	1,500	1,135	0	0	0

【実 績】

介護予防短期入所療養介護(病院等)の利用はありませんでした。

短期入所療養介護(病院等)は、令和4年度で年間75人、1,500日の利用がありました。

本サービスは、令和5年度で廃止される介護療養型医療施設での利用を想定しているため、令和6年度以降の利用は見込みません。

⑪介護予防短期入所療養介護(介護医療院)・短期入所療養介護

介護医療院において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行うサービスです。

●介護予防短期入所療養介護(介護医療院)・短期入所療養介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(日数/年)	0	0	0	0	0	0
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/年)	0	0	0	12	12	12
	利用日数(日数/年)	0	0	0	240	240	240

【実 績】

現在のサービスの利用はありません。

【施策の方向】

介護予防短期入所療養介護（介護医療院）の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、管内に介護医療院が整備されていないため、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、必要に応じて、広域利用で対応します。

短期入所療養介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、管内に介護医療院は整備されていませんが、広域での利用を想定し、各年度で年間12人、240回と見込みます。

⑫介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスに入居の要介護者が、ケアプランに基づく入浴、排泄、食事など日常生活の介護や機能訓練を行い、能力に応じた生活が可能となるよう支援するサービスです。なお、入居定員が29人以下である場合は、地域密着型施設扱いです。

●介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	27	16	24	24	24	24
介護給付 要介護1～5		373	401	384	384	384	384

【実 績】

介護予防特定施設入居者生活介護は、令和4年度で年間16人の利用がありました。
特定施設入居者生活介護は、令和4年度で年間401人の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防特定施設入居者生活介護の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、各年度で年間24人と見込みます。

特定施設入居者生活介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、各年度で年間384人と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

⑬介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ等について要介護（要支援）認定者に対して貸出を行っています。

●介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	1,327	1,408	1,452	1,464	1,440	1,416
介護給付 要介護1～5		9,032	9,194	9,264	10,116	9,972	9,840

【実 績】

介護予防福祉用具貸与は、令和4年度で年間1,408人の利用がありました。

福祉用具貸与は、令和4年度で年間9,194人の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防福祉用具貸与の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間1,416人と見込みます。

福祉用具貸与の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間9,840人と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

⑭介護予防特定福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

腰掛便座や入浴補助用具など5種類について、購入費の支給を行っています。利用者がいったん全額実費で負担した後に支給する償還払いと、利用者がはじめから1割～3割を負担し、残りを業者に支払う受領委任払いを行っています。

●介護予防特定福祉用具購入費・特定福祉用具購入費の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人/年)	22	36	60	48	48	48
介護給付 要介護1～5		146	166	204	180	180	180

【実 績】

介護予防特定福祉用具購入費は、令和4年度で年間36人の利用がありました。
特定福祉用具購入費は、令和4年度で年間166人の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防特定福祉用具購入費の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間48人と見込みます。

特定福祉用具購入費の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間180人と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

⑮介護予防住宅改修・住宅改修

自宅の廊下やトイレ等に手すりの取り付けや、段差を解消した場合等の住宅改修にかかった費用を支給しています。利用者がいったん全額実費で負担した後に支給する償還払いと、利用者がはじめから1割～3割を負担し、残りを業者に支払う受領委任払いを行っています。

●介護予防住宅改修・住宅改修の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	31	27	36	36	36	36
介護給付 要介護1～5		55	67	24	72	72	72

【実 績】

介護予防住宅改修は、令和4年度で年間27人の利用がありました。

住宅改修は、令和4年度で年間67人の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防住宅改修の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間36人と見込みます。

住宅改修の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間72人と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

⑩介護予防支援・居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）は要介護（要支援）認定者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、被認定者の選択に基づき適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数などに関する介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者などとの連携・調整を行うサービスです。要介護者等の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかなど、ケアプランの妥当性を評価するとともに、ケアマネジャーの資質の向上を図る必要があります。

●介護予防支援・居宅介護支援の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	2,770	2,951	2,820	2,976	2,952	2,880
介護給付 要介護1～5		17,934	17,511	16,800	17,316	17,100	16,872

【実 績】

介護予防支援は、令和4年度で年間2,951人の利用がありました。

居宅介護支援は、令和4年度で年間17,511人の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防支援の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間2,880人と見込みます。

居宅介護支援の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、認定者数の減少が見込まれることから、令和6年度以降は減少傾向で推移し、令和8年度で年間16,872人と見込みます。

(2)地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	0	34	48	60	60	60

【実 績】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、令和4年度で年間34人の利用がありました。

【施策の方向】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度で年間60人と見込みます。

今後も従来と同等以上のサービス利用を見込んでいますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

②夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護です。

●夜間対応型訪問介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	0	0	0	0	0	0

【実 績】

現在、サービスの利用実績はありません。

【施策の方向】

夜間対応型訪問介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて、事業者の参入を働きかけていきます。

③地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、地域密着型サービスに位置づけられています。サービス内容は通所介護と同様で、送迎バス等で送迎し、デイサービスセンター等において、食事・入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

●地域密着型通所介護の利用計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	572	590	588	936	1,140	1,128
	利用回数(回数／年)	7,496	7,787	7,598	12,466	15,032	14,809

【実 績】

地域密着型通所介護は、令和4年度で年間590人、7,787回の利用がありました。

【施策の方向】

地域密着型通所介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、増加傾向で推移し、令和8年度で年間1,128人、14,809回と見込みます。

計画期間中に八幡平市安代圏域と葛巻町圏域で通所介護から地域密着型通所介護に移行する計画があり、今後も一定の水準でサービス利用が推移することが見込まれることから、十分なサービス供給とより質の高いサービスの確保に努めます。

④介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

入浴・食事等のサービスだけでなく、日常生活を通じた機能訓練等が含まれているサービスで認知症を有する人が対象となります。

●介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人／年)	31	25	24	36	36	36
	利用回数(回数／年)	114	86	82	134	134	134
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	610	554	552	600	600	600
	利用回数(回数／年)	6,029	5,829	5,972	6,115	6,115	6,115

【実 績】

介護予防認知症対応型通所介護は、令和4年度で年間25人、86回の利用がありました。

認知症対応型通所介護は、令和4年度で年間554人、5,829回の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防認知症対応型通所介護の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間36人、134回と見込みます。

認知症対応型通所介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間600人、6,115回の利用を見込みます。

今後も一定の水準でサービス利用が推移することが見込まれることから、十分なサービス供給とより質の高いサービスの確保に努めます。

⑤介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

通いを中心としますが、利用者の希望により泊まりや訪問も行うサービスです。

●介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援1・2	利用者数(人/年)	76	79	96	84	84	84
介護給付 要介護1～5		644	623	648	696	684	672

【実 績】

介護予防小規模多機能型居宅介護は、令和4年度で年間79人の利用がありました。
小規模多機能型居宅介護は、令和4年度で年間623人の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防小規模多機能型居宅介護の利用対象となる要支援1・2の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、各年度で年間84人と見込みます。

小規模多機能型居宅介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間672人の利用を見込みます。

今後も一定の水準でサービス利用が推移することが見込まれることから、十分なサービス供給とより質の高いサービスの確保に努めます。

⑥介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護(要支援)認定者を共同で生活できる場(住居施設)において受入れ、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを行います。軽中度の要介護認定者は、本サービスを利用することで症状改善に有効であると考えられるほか、認知症の本人や家族を地域で支える中心的なサービスです。

●介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
予防給付 要支援2	利用者数(人/年)	0	0	0	12	12	12
介護給付 要介護1～5		970	970	984	984	972	960

【実 績】

介護予防認知症対応型共同生活介護の利用はありませんでした。

認知症対応型共同生活介護は、令和4年度で年間970人の利用がありました。

【施策の方向】

介護予防認知症対応型共同生活介護の利用対象となる要支援2の認定者の利用は、各年度で年間12人と見込みます。

認知症対応型共同生活介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間960人の利用を見込みます。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

●地域密着型特定施設入居者生活介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	0	0	0	0	0	0

【実 績】

第8期計画期間中の利用はありませんでした。

【施策の方向】

地域密着型特定施設入居者生活介護の第9期計画期間中の整備予定がないので、利用者は見込みませんが、今後状況によって検討していきます。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護3～5	利用者数(人／年)	818	827	840	840	840	840

【実 績】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、令和4年度で年間827人の利用がありました。

【施策の方向】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用対象となる要介護3から要介護5の認定者の利用は、各年度で年間840人の利用を見込みます。

⑨看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組合せ、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行うサービスです。

●看護小規模多機能型居宅介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	337	346	384	396	396	396

【実 績】

看護小規模多機能型居宅介護は、令和4年度で年間346人の利用がありました。

【施策の方向】

看護小規模多機能型居宅介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、各年度で年間396人の利用を見込みます。

今後も一定の水準でサービス利用が推移することが見込まれることから、十分なサービス供給とより質の高いサービスの確保に努めます。

(3)施設サービス

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

自宅で介護サービスを受けながら生活することが困難な要介護認定者等を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、食事の世話等）を提供します。

●介護老人福祉施設の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護3～5	利用者数(人／年)	5,568	5,541	5,568	5,568	5,664	5,664

【実 績】

現在、管内には「むらさき苑」、「麗峰苑」、「富士見荘」、「りんどう苑」、「高砂荘」、「あんずの里」、「ラベンダー」の7施設があり、管外施設の入所者を含め、令和4年度で年間5,541人の利用がありました。

【施策の方向】

介護老人福祉施設の利用対象となる要介護3から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間5,664人と見込みます。

また、計画期間中に八幡平市西根圏域で8床増床の計画があり、必要なサービス量は既存の事業者により確保されると見込みます。

②介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、症状が安定した要介護認定者等に対して、看護・医学的管理下における介護や機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。

●介護老人保健施設の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	5,009	4,958	4,860	4,860	4,860	4,860

【実 績】

現在、管内には「岩鷲苑」、「希望(のぞみ)」、「あしろ苑」、「アットホームくずまき」、「ケアホーム川口」の5施設があり、管外施設の入所者を含め、令和4年度で年間4,958人の利用がありました。

【施策の方向】

介護老人保健施設の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、各年度で年間4,860人と見込みます。

③介護医療院

長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を提供できる施設です。

なお、管内には該当の施設がなく、サービスの利用は管外に限られています。

●介護医療院の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	181	170	300	300	300	300

【実 績】

介護医療院は、令和4年度で年間170人の利用がありました。

【施策の方向】

介護医療院の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、各年度で年間300人と見込みます。

④介護療養型医療施設

入院医療を必要とする等介護者等に対して、看護・医学的管理下における介護や機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。

●介護療養型医療施設の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／年)	195	25	24	—	—	—

【実 績】

介護療養型医療施設は、令和4年度で年間25人の利用がありました。
令和5年度末で廃止されます。

2 地域支援事業の見込み

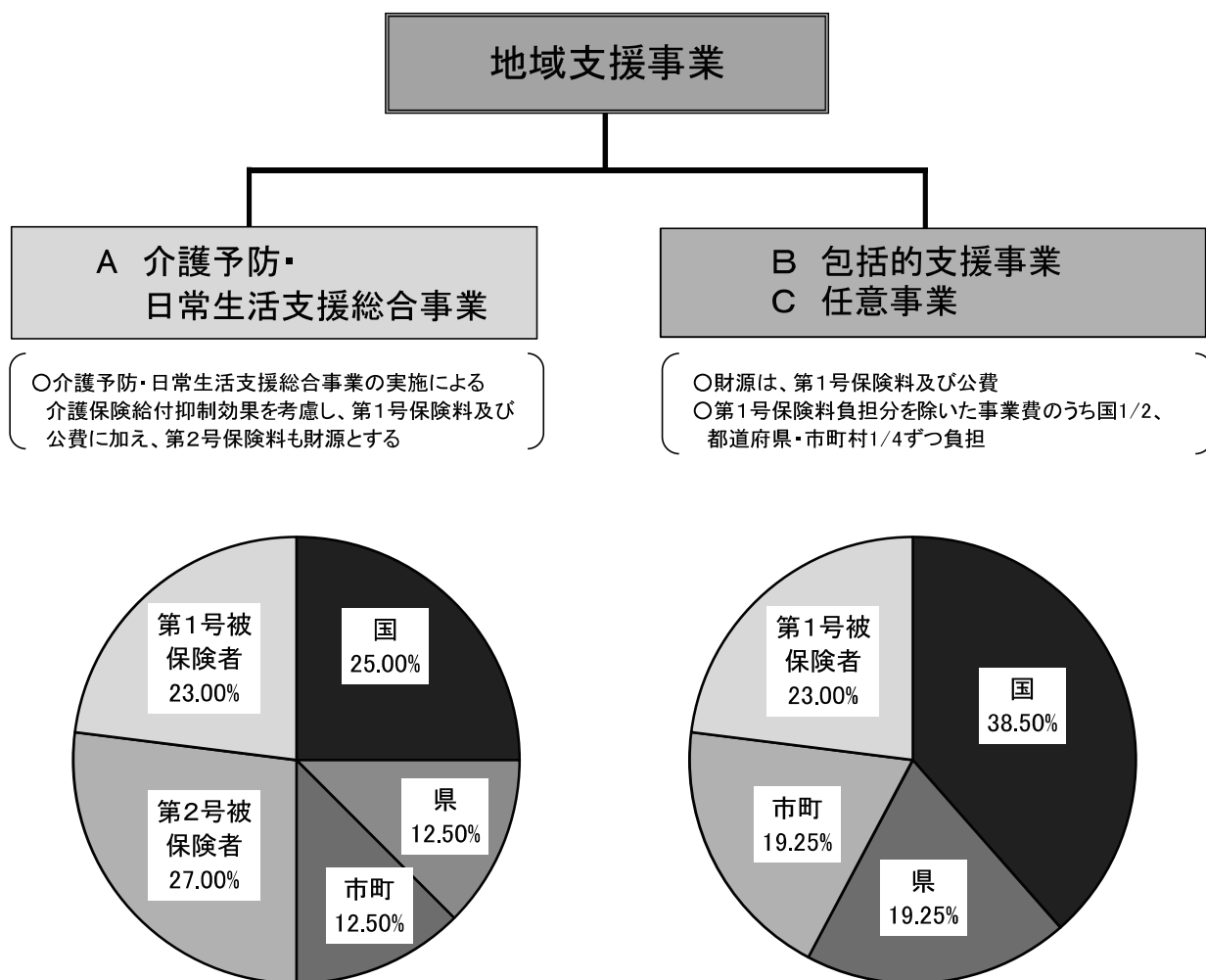
要支援・要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域支援事業を実施しています。

地域支援事業は介護保険制度に位置付けられた 65 歳以上の方に対する介護予防等に関する事業で、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業から構成されています。

介護予防・日常生活支援総合事業は、第1号被保険者（65 歳以上）と第2号被保険者（40 歳～64 歳）の保険料及び公費を財源とし、包括的支援事業及び任意事業は、第1号被保険者の保険料と公費が財源となります。

地域支援事業の財源構成及び事業費の見込額は、以下のようになっています。

図表5-2-1 地域支援事業費の財源構成



図表5-2-2 地域支援事業費見込額

(単位:千円)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	事業費	事業費	事業費
A 介護予防・日常生活支援総合事業費	146,891	146,891	146,891
①介護予防・生活支援サービス事業	101,958	101,958	101,958
②一般介護予防事業	44,933	44,933	44,933
B 包括的支援事業	54,204	54,828	55,471
③既存の包括的支援事業	33,257	33,257	33,257
④社会保障充実分	20,947	21,571	22,214
C 任意事業	15,814	15,964	16,116
(A+B+C) 計	216,909	217,683	218,478

※事業費の計と内訳は、千円未満四捨五入しているため、一致しない場合があります。

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービス事業は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスを実施します。さらに、新たに多様なサービスを創出する取組を実施します。

■訪問型サービス

訪問介護	従前の介護予防訪問介護に相当するサービス
訪問型サービスA	人員等を緩和した基準による生活援助等のサービス
訪問型サービスB	住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス
訪問型サービスC	保健師やリハビリテーション専門職等が行う、体力改善やADL・IADLの改善に向けた短期集中予防サービス
訪問型サービスD	移送前後の生活支援サービス

■通所型サービス

通所介護	従前の介護予防通所介護に相当するサービス
通所型サービスA	人員等を緩和した基準による運動・レクリエーション等のサービス
通所型サービスB	住民主体の体操や運動等の活動をする自主的な通いの場によるサービス
通所型サービスC	保健師やリハビリテーション専門職等が行う、運動器の機能向上や栄養改善等の短期集中予防サービス

■その他の生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を実施します。
住民ボランティア等が行う見守り	住民ボランティア等が行う定期的な見守り訪問により、安否確認及び緊急時の対応を行います。
訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援	地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供を行います。

■介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境・その他の状況に応じて、訪問型サービス・通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業や構成市町の独自施策、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

②一般介護予防事業

構成市町の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進を図ります。

また、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施します。

■介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

■介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布、介護予防教室等を実施します。

■地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業などを実施します。

■一般介護予防事業評価事業

本計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その結果に基づき事業の改善を図ります。

■地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門職が、地域ケア会議や通いの場、介護予防教室等において、助言等を行います。

(2)包括的支援事業**■総合相談支援業務**

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築します。また、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

■権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

■包括的・継続的マネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の共働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援します。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進します。

■生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である構成市町が中心となって、NPO法人・民間企業・ボランティア・社会福祉法人・社会福祉協議会・介護サービス事業所・シルバー人材センター・老人クラブ・商工会・民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に進めます。

■認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

また、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築します。さらに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進するため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るとともに、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、共生の地域づくりを推進します。

■地域ケア会議推進事業

地域の実情に合ったよりよいケア体制を強化していくため、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催し、保健・医療・福祉関係者及び介護サービス提供に関わる事業者などの各分野の関係機関と連携し、情報を共有しながら個別ケースの対応、包括ケアの推進を図ります。

(3)任意事業

■介護給付等費用適正化事業

介護給付適正化計画は介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、取組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされています。

これまで、「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」の主要5事業について取組と目標を設定していましたが、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化主要5事業が3事業に再編されたことを受け、主要3事業となる「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「縦覧点検・医療情報との突合」について取組と目標を設定します。

i)要介護認定の適正化

要介護認定の変更または認定に係る調査の内容について、訪問または書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

ii)ケアプランの点検

①ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、または訪問調査を行い、点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

②住宅改修の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除します。

③福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

iii)縦覧点検・医療情報との突合

①縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

②医療情報との突合

医療担当部署とのさらなる連携体制の構築を図り、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

図表5-2-3 介護給付等適正化事業の目標値

	令和4年度実績		令和6年度目標		令和7年度目標		令和8年度目標	
	盛岡北部 の実施率	件数・月 単位の 実施率	盛岡北部 の実施率	件数・月 単位の 実施率	盛岡北部 の実施率	件数・月 単位の 実施率	盛岡北部 の実施率	件数・月 単位の 実施率
要介護認定の適正化	88%	88%	90%	90%	95%	95%	100%	100%
ケアプランの点検								
ケアプランの点検	45%	4.3%	50%	4.2%	75%	6.3%	100%	8.3%
住宅改修の点検	70%	8%	75%	10%	85%	12%	100%	15%
福祉用具購入調査	35%	2%	35%	8%	70%	8%	100%	10%
福祉用具貸与調査	30%	4%	30%	2%	70%	5%	100%	10%
医療情報との突合・縦覧点検								
縦覧点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
医療情報との突合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【目標設定における件数・月数単位の実施率について】

○要介護認定の適正化

訪問調査件数（新規、更新、変更）／認定件数（新規、更新、変更）

○ケアプランの点検

ケアプラン点検の実施件数／ケアプラン（給付管理票）数

○住宅改修の点検

住宅改修件数／（施工前の訪問調査件数＋施工後の訪問調査件数－施工前施工後（両方）の訪問調査件数）

○福祉用具購入調査

福祉用具訪問調査等の実施件数／福祉用具購入件数

○福祉用具貸与調査

福祉用具訪問調査等の実施件数／（福祉用具貸与件数／12）

○縦覧点検

実施月数／12 箇月

○医療情報等の突合

実施月数／12 箇月

■家族介護支援事業

i) 家族介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する事業です。

ii) 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行う事業です。

iii) 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的負担を軽減するため、悩み事相談等介護者相互の交流会等を開催する事業です。

■その他事業

i) 成年後見制度利用支援事業

低所得者の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業です。

ii) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業です。

iii) 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者（介護予防・日常生活支援総合事業において配食支援を受けているものを除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備等を行う事業です。

iv) 認知症サポーター養成事業

認知症に対する正しい理解と具体的な対応方法、支援のあり方などを習得し、認知症の人やその家族を見守ります。また、子どもから高齢者まで、広く住民の方を対象に認知症サポーターの養成を行います。

(4) 保健福祉事業

■保健福祉事業

i) 介護用品支給事業

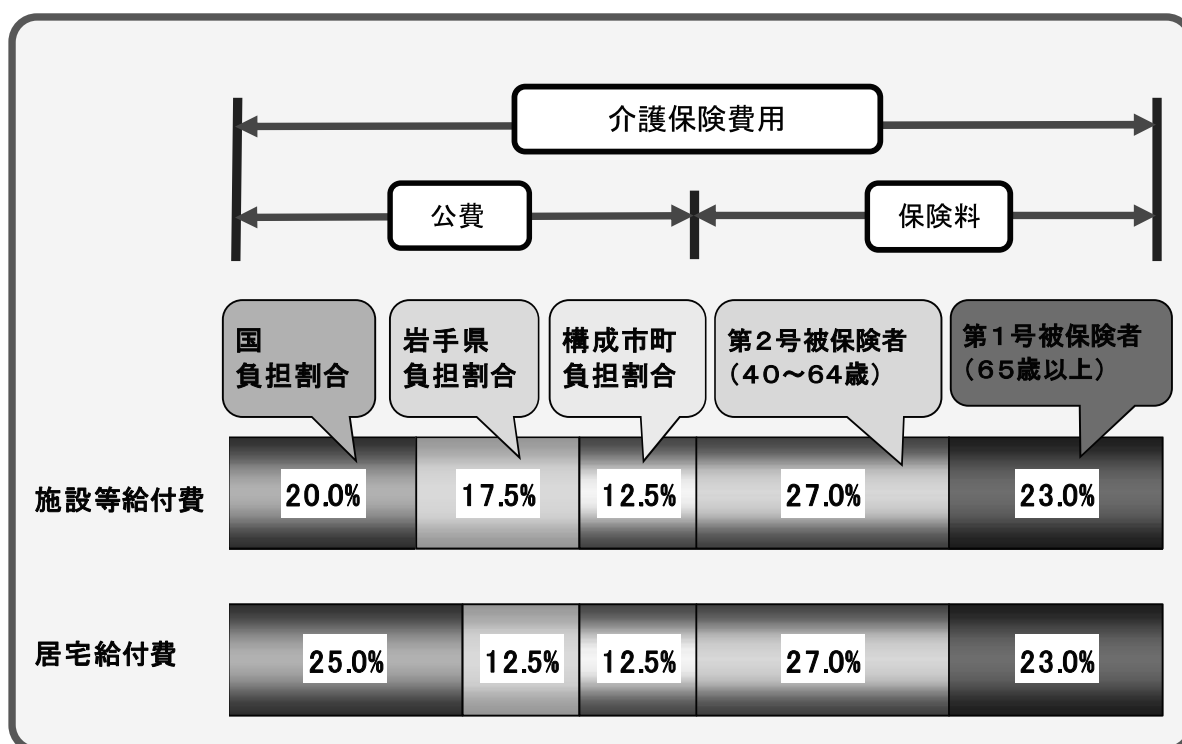
要介護認定者を在宅で介護している家族介護者の方に、紙おむつなどの介護用品を支給する事業です。

3 第1号被保険者の保険料負担

(1) 第1号被保険者の介護保険給付費負担割合

介護給付費の負担は、公費 50%、保険料 50%が基本です。第1号被保険者の保険料は、総給付額の 23%の負担となります。その他の負担割合は、施設等給付費については、第2号被保険者が27%、国が20%、県が17.5%、市町が12.5%、居宅給付費については、第2号被保険者が27%、国が25%、県が12.5%、市町が12.5%となります。

図表5-3-1 介護給付の負担区分



※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等

※居宅給付費：訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション等

(2)第1号被保険者の所得段階別保険料負担割合

第1号被保険者の保険料は、図表 5-3-2 に示しているように、所得段階に応じて負担割合が異なります。第9期介護保険事業計画における所得段階は、13段階区分となります。

図表5-3-2 所得段階別保険料負担割合

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.455
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.685
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	0.69
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいて、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいる第4段階以外の人	1.00
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.40

(3)第1号被保険者の所得段階別見込み

第1号被保険者の所得段階別見込みは、以下の通りです。

図表5-3-3 所得段階別見込み

所得段階	所得段階別加入者数			合 計	割 合	基準額に 対する割合
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
第1段階	3,227	3,195	3,162	9,584	18.3%	0.455
第2段階	2,334	2,312	2,288	6,934	13.3%	0.685
第3段階	1,738	1,722	1,704	5,164	9.9%	0.69
第4段階	1,898	1,880	1,861	5,639	10.8%	0.90
第5段階	2,990	2,961	2,931	8,882	17.0%	1.00
第6段階	2,577	2,553	2,526	7,656	14.6%	1.20
第7段階	1,603	1,588	1,571	4,762	9.1%	1.30
第8段階	675	668	662	2,005	3.8%	1.50
第9段階	225	223	221	669	1.3%	1.70
第10段階	114	113	111	338	0.6%	1.90
第11段階	62	62	61	185	0.4%	2.10
第12段階	35	34	34	103	0.2%	2.30
第13段階	130	129	128	387	0.7%	2.40
総合計	17,608	17,440	17,260	52,308	100.0%	
※補正後	16,275	16,120	15,954	48,350		

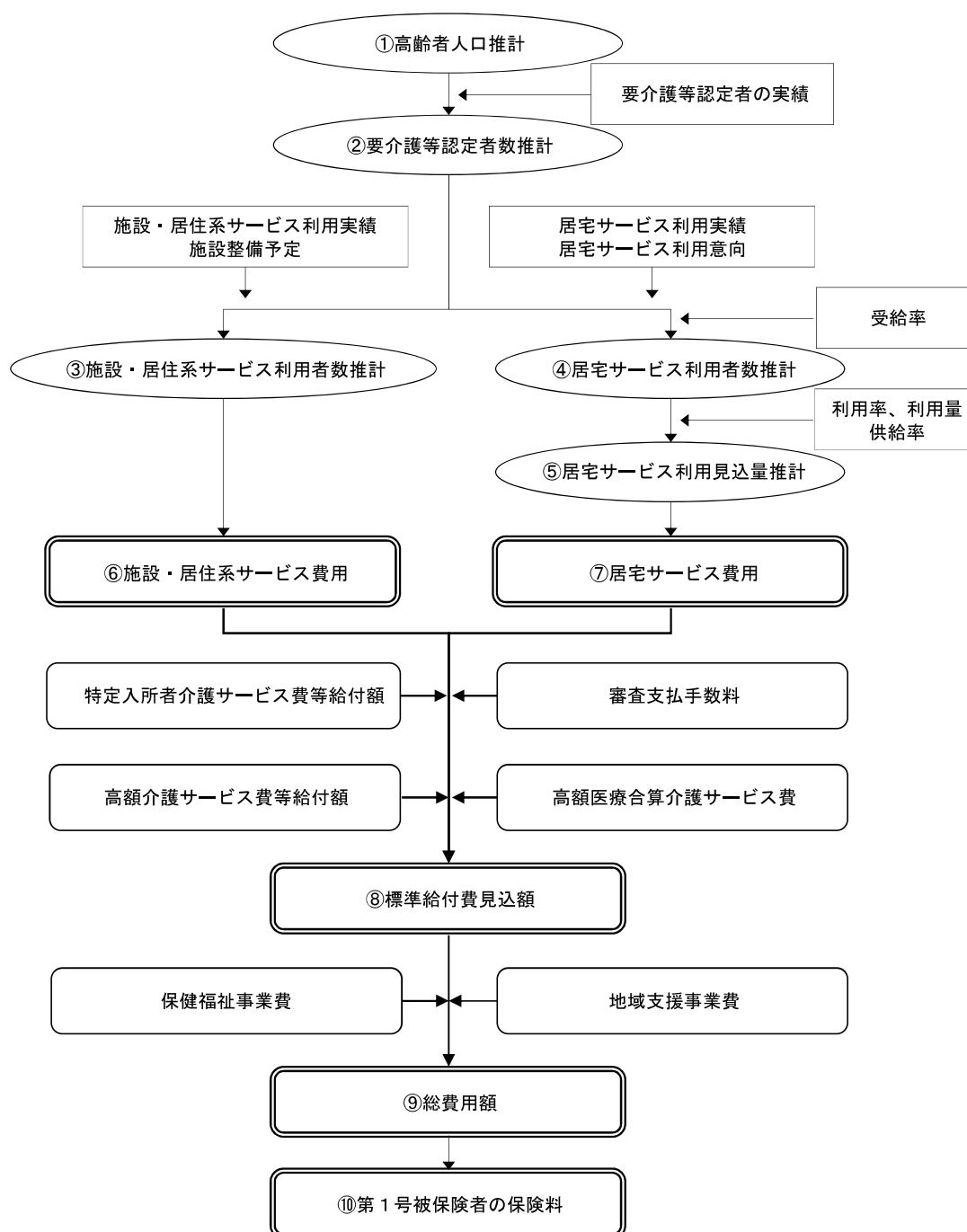
※補正後：各所得段階別の第1号被保険者数を負担割合1.0の基準段階の第1号被保険者数に換算したもの

4 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

(1)第1号被保険者の保険料算出方法

令和6年度から8年度までの各年度における介護保険サービスごとの標準給付費見込額及び地域支援事業費等を計算し、これをもとに第1号被保険者の保険料を算出します。

図表5-4-1 保険料算出フロー



(2)介護保険サービスの事業費

計画期間である令和6年度から8年度の事業費の見込みについて、要支援認定者対象の介護予防給付、要介護認定者対象の介護給付の見込みは以下のとおりです。

①介護予防給付費見込額

図表5-4-2 介護予防給付費見込額(要支援1、要支援2)

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1) 介護予防サービス	98,681	97,871	95,683	292,235
① 介護予防訪問入浴介護	107	107	107	321
② 介護予防訪問看護	2,762	2,765	2,765	8,292
③ 介護予防訪問リハビリテーション	4,660	4,282	4,282	13,224
④ 介護予防居宅療養管理指導	628	629	629	1,886
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	58,245	58,060	56,354	172,659
⑥ 介護予防短期入所生活介護	1,770	1,772	1,772	5,314
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健)	112	112	112	336
⑧ 介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑨ 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
⑩ 介護予防福祉用具貸与	9,462	9,300	9,151	27,913
⑪ 介護予防福祉用具購入費	1,531	1,531	1,531	4,593
⑫ 介護予防住宅改修費	3,850	3,850	3,850	11,550
⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護	1,815	1,817	1,817	5,449
⑭ 介護予防支援	13,739	13,646	13,313	40,698
(2) 地域密着型介護予防サービス	9,636	9,649	9,649	28,934
① 介護予防認知症対応型通所介護	1,318	1,320	1,320	3,958
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	5,469	5,476	5,476	16,421
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	2,849	2,853	2,853	8,555
予防給付費計(小計)→(I)	108,317	107,520	105,332	321,169

※各サービスの見込額は、千円未満の数値が有効になっているので、表示される合計と合わない箇所があります。次ページにおいても同じ。

②介護給付費見込額

図表5-4-3 介護給付費見込額(要介護1～要介護5)

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1) 居宅サービス	2,091,363	2,046,092	2,014,936	6,152,391
① 訪問介護	357,087	352,824	345,659	1,055,570
② 訪問入浴介護	14,277	14,295	13,660	42,232
③ 訪問看護	60,564	59,055	58,431	178,050
④ 訪問リハビリテーション	10,533	10,547	10,225	31,305
⑤ 居宅療養管理指導	12,015	11,718	11,620	35,353
⑥ 通所介護	496,169	470,283	463,111	1,429,563
⑦ 通所リハビリテーション	288,476	285,324	282,505	856,305
⑧ 短期入所生活介護	328,359	324,123	318,898	971,380
⑨ 短期入所療養介護(老健)	40,750	39,823	38,169	118,742
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑪ 短期入所療養介護(介護医療院)	2,263	2,266	2,266	6,795
⑫ 福祉用具貸与	123,227	121,273	119,480	363,980
⑬ 福祉用具購入費	5,075	5,075	5,075	15,225
⑭ 住宅改修費	5,798	5,798	5,798	17,394
⑮ 特定施設入居者生活介護	72,541	72,633	72,633	217,807
⑯ 居宅介護支援	274,229	271,055	267,406	812,690
(2) 地域密着型サービス	931,675	948,541	942,026	2,822,242
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,194	15,213	15,213	45,620
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 地域密着型通所介護	102,976	123,803	121,600	348,379
④ 認知症対応型通所介護	74,441	74,535	74,535	223,511
⑤ 小規模多機能型居宅介護	123,248	121,367	119,908	364,523
⑥ 認知症対応型共同生活介護	254,467	251,817	248,964	755,248
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	245,805	246,116	246,116	738,037
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	115,544	115,690	115,690	346,924
(3) 施設サービス	2,962,267	2,991,459	2,991,459	8,945,185
① 介護老人福祉施設	1,478,364	1,505,678	1,505,678	4,489,720
② 介護老人保健施設	1,394,986	1,396,751	1,396,751	4,188,488
③ 介護療養型医療施設	0	0	0	0
④ 介護医療院	88,917	89,030	89,030	266,977
介護給付費計(小計)→(Ⅱ)	5,985,305	5,986,092	5,948,421	17,919,818

総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	6,093,622	6,093,612	6,053,753	18,240,987
----------------------	-----------	-----------	-----------	------------

(3)第1号被保険者の介護保険料

当組合の令和6年度から8年度までの3年間の標準給付費見込額及び地域支援事業費は、総額約206億円と見込まれます。これに、調整交付金見込額、介護給付費準備基金積立金取崩額等により、保険料収納必要額を算出し、第1号被保険者の介護保険料基準額を求めます。

図表5-4-4 標準給付費見込額

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
A 総給付費	6,093,622	6,093,612	6,053,753	18,240,987
B 特定入所者介護サービス費等給付額	372,151	369,999	365,356	1,107,506
C 高額介護サービス費等給付額	177,583	176,577	174,361	528,520
D 高額医療合算介護サービス費等給付額	17,373	17,251	17,034	51,658
E 算定対象審査支払手数料	4,556	4,524	4,467	13,547
F 標準給付費見込額 【A+B+C+D+E】	6,665,285	6,661,962	6,614,971	19,942,218

※各見込額は、千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない箇所があります。

以下次表以降においても同じ。

図表5-4-5 地域支援事業費

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
G 地域支援事業費 【H+I+J】	216,909	217,683	218,478	653,070
H 介護予防・日常生活支援総合事業費	146,891	146,891	146,891	440,673
I 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	49,071	49,221	49,373	147,665
J 包括的支援事業（社会保障充実分）	20,947	21,571	22,214	64,732

③標準給付費見込額と地域支援事業費の合計分の第1号被保険者負担分相当額及び標準給付費見込額分の調整交付金合計相当額

標準給付費見込額と地域支援事業費の合計のうち第1号被保険者の負担分（23％）と、標準給付費見込額の調整交付金（5％）の合計額を算定します。

図表5-4-6 第1号被保険者負担分及び調整交付金合計相当額 (単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
K 標準給付費見込額と地域支援事業費の合計【F+G】	6,882,194	6,879,645	6,833,449	20,595,288
L 第1号被保険者負担割合	×23%＝			
M 標準給付費見込額と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計【F+H】	6,812,176	6,808,853	6,761,862	20,382,891
N 調整交付金割合	×5%＝			
O 第1号被保険者負担分相当額【K×L】	1,582,905	1,582,318	1,571,693	4,736,916
P 調整交付金相当額【M×N】	340,609	340,443	338,093	1,019,145
Q 第1号被保険者負担分と調整交付金合計相当額【O+P】	1,923,513	1,922,761	1,909,786	5,756,061

④調整交付金見込額

介護保険財源のうち、調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全市町村の給付費の5％が国から交付されるものであり、第1号被保険者の後期高齢者割合及び所得状況の格差を調整して、調整交付金見込交付割合が定められます。

当組合においては、後期高齢者比率が高く、所得水準が低いことから、調整交付金見込交付割合は以下の表の各年度の通り見込みます。

図表5-4-7 調整交付金見込額 (単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
R 標準給付費見込額と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計【F+H】	6,812,176	6,808,853	6,761,862	20,382,891
S 調整交付金見込交付割合	×8.49%＝	×8.24%＝	×7.93%＝	
T 調整交付金見込額【R×S】	578,354	561,049	536,216	1,675,619

⑤財政安定化基金拠出金・償還金

市町村において給付費等財源不足となった際、都道府県が設置する財政安定化基金から、資金の貸付を受けることができます。

財政安定化基金の財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担します。市町村が負担する財政安定化基金拠出金は、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に拠出率を乗じた額となりますが、今回の算定では財政安定化基金拠出金はありません。

また、財政安定化基金償還金もありません。

図表5-4-8 財政安定化基金拠出金・償還金

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
U 標準給付費見込額と地域支援事業費の合計【F+G】	6,882,194	6,879,645	6,833,449	20,595,288
V 財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0
W 財政安定化基金償還金	0	0	0	0

⑥介護給付費準備基金取崩額

市町村において計画期間内で給付費等財源不足となった際、介護給付費準備基金を取崩し財源に充てることができます。

第9期計画期間では、介護給付費準備基金積立金より3億円を取崩し、財源に充てます。

図表5-4-9 介護給付費準備基金積立金取崩額 (単位:千円)

X 介護給付費準備基金積立金取崩額	300,000
-------------------	---------

⑦第1号被保険者保険料収納必要額

第1号被保険者負担分及び調整交付金合計相当額から調整交付金見込額と介護給付費準備基金積立金取崩額を引き、財政安定化基金拠出金を加えたものが、第1号被保険者保険料の収納必要額になります。

図表5-4-10 第1号被保険者保険料収納必要額 (単位:千円)

	合計
Q 第1号被保険者負担分と調整交付金合計相当額	5,756,061
T 調整交付金見込額	1,675,619
V 財政安定化基金拠出金見込額	0
X 介護給付費準備基金積立金取崩額	300,000
W 財政安定化基金償還金	0
Y 市町村特別給付費等	14,100
Z 保険料収納必要額【 $Q - T + V - X + W + Y$ 】	3,794,542

⑧第1号被保険者の保険料基準月額

第1号被保険者の令和6年度から8年度の保険料基準月額は、第1号被保険者に対する保険料賦課総額について、滞納による収納額の低下を考慮し、収納必要額を予定保険料収納率で除して保険料総額を算出します。保険料基準額は、その結果の保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除し、月額に換算して算出します。

図表5-4-11 第1号被保険者の保険料基準月額

Z 3年間の保険料収納必要額(千円)	3,794,542
(ア) 予定保険料収納率	99.30%
(イ) 所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)	48,350
(ウ) 年→月換算	12
保険料基準月額(円) 【 $Z \div (ア) \div (イ) \div (ウ)$ 】	6,586

当組合の令和6年度から8年度までの3年間の介護保険サービス給付額から算出した、令和6年度から8年度までの介護保険料基準月額は、6,586円となります。

⑨所得段階別保険料年額

第1号被保険者の所得段階別保険料年額は、図表5-4-12のとおりとなります。

図表5-4-12 所得段階別保険料年額の計算

※所得段階別保険料年額

= 保険料基準月額 6,586 円 × 基準額に対する割合 × 12 月

図表 5-4-13 所得段階別保険料年額(令和6年度～令和8年度)

所得段階	基準額		基準額に対する割合		保険料月額		保険料年額
第1段階	6,586円	×	0.455	=	2,997円	×12	36,000円
第2段階			0.685		4,511円		54,100円
第3段階			0.69		4,544円		54,500円
第4段階			0.90		5,927円		71,100円
第5段階			1.00		6,586円		79,000円
第6段階			1.20		7,903円		94,800円
第7段階			1.30		8,562円		102,700円
第8段階			1.50		9,879円		118,500円
第9段階			1.70		11,196円		134,400円
第10段階			1.90		12,513円		150,200円
第11段階			2.10		13,831円		166,000円
第12段階			2.30		15,148円		181,800円
第13段階			2.40		15,806円		189,700円

※所得段階別の対象は102ページを参照ください。

※保険料月額は円未満を四捨五入、保険料年額は百円未満を四捨五入しています。

上記保険料年額は、盛岡北部行政事務組合介護保険条例(平成12年盛岡北部行政事務組合条例第3号)で規定されています。